

## 行政情報、地域情報等の発信に関する連携協定

川崎市（以下「甲」という。）とイツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「乙」という。）は、市民生活の利便性の向上に資するため、相互に連携及び協力することにより、市民にとって必要な行政情報、地域情報など（以下「行政情報等」という。）を適切に発信することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （連携事項等）

第1条 乙は、乙が保有するサービスエリアの対象地域において、市民生活の利便性に資するため、甲と乙で連携協力し、行政情報等の発信等に取り組むこととする。

(1) 甲が所有する行政情報等を、乙のメディアで発信

ア 乙が運営するケーブルテレビジョン（以下「イツコムチャンネル」という。）での行政情報等の放送

イ 乙が運営するウェブサイト（以下「イツコムサイト」という。）でのテキスト、画像及び動画による行政情報等の配信

ウ 乙が提供する商材テレビ・プッシュ通知でのテキスト及び画像による行政情報等の配信

エ 乙が運営するその他情報配信サービスでの行政情報等の配信

(2) 乙が制作した行政情報等を、甲が運営するウェブサイト等で発信

(3) 前号に掲げるもののほか、乙のメディアでの甲に関する行政情報等の発信及び相互に連携協力することが必要と認められる事項

2 前項の規定により、乙が甲に対して連携協力を行う際に発生する役務及び技術の提供の細目については、あらかじめ甲乙協議の上決定することとする。この場合において、甲は、乙が行う同項各号に規定する事項が、乙が行う社会貢献であることに配慮しなければならない。

### （甲の責務）

第2条 甲は、乙が甲に対して行う事項が、市民に対する社会貢献であることを周知するように努めなければならない。

2 甲は、乙が行政情報等を発信するに当たって必要な手続きがある場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、本件協定に基づく連携によって知った乙の業務上の秘密その他の事業執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。

4 甲は、自己の帰責事由により前項に規定する事故があった場合に負う賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。

5 甲は、事故等で放送及び配信が滞った場合は、対処方法を甲乙協議の上決定することとする。

### （乙の責務）

第3条 乙は、第1条に規定する事項を行うに当たっては社会貢献であることを意識し、市

民にとって的確かつ有益な情報を提供するように努めなければならない。

- 2 乙は、本件協定に基づく連携によって知った甲が保護すべき個人情報、甲の業務上の秘密、その他の業務執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。
- 3 乙は、本件協定に基づく連携によって知った甲が保護すべき個人情報が事故により流失した場合には、速やかに甲に報告するとともに、その処理顛末を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、自己の帰責事由により前項に規定する事故があった場合に負う賠償責任があるときは、自らの責任により対処しなければならない。
- 5 乙は、事故等で放送及び配信が滞った場合は、対処方法を甲乙協議の上決定することとする。

#### (成果物の帰属)

第4条 第1条第1号の事項に係る協働により新たに生じた知的財産は、甲に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上決定した知的財産については、この限りでない。

- 2 第1条第2号の事項に係る協働により新たに生じた知的財産は、乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上決定した知的財産については、この限りでない。

#### (協定の期間)

第5条 本協定の期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。なお、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

#### (協定の解除)

第6条 甲又は乙は、相互に相手方が正当な理由なくして本協定に違反したときは、文書によって通告し、本協定を解除できる。

- 2 前項の規定による解除がなされた場合にあっても、第1条の規定により既になされた社会貢献の効力は妨げられない。
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。
  - (1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
  - (3) 本協定に関して、乙が、第三者への委託その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 本協定に関して、乙が、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(協定の終了)

第7条 甲は、本協定終了後、本協定が解除されたことを甲ホームページ等により案内する。  
乙は、本協定終了後、協定事項に基づいて公開した甲の情報の削除、その他必要な処理を行うとともに、甲との協定が終了したことを案内する。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙で協議し、誠意をもって解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月30日

(甲) 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田 紀彦

(乙) 東京都渋谷区南平台町5番6号  
イツ・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 嶋田 創